

三 第九十一条の四の三第三項の規定に違反して同項の沖縄発電用特定石炭を同項に規定する用途以外の用途に供し、又はこれに供するため譲渡した者

四 省 略
五 省 略

4 5 6 省 略

(沖縄特定離島路線航空機に積み込まれる航空機燃料に係る航空機燃料税の税率の特例)

第九十条の八の一 前条の規定は、平成十四年四月一日から平成十六年三月三十日までの間に、沖縄特定離島（宮古島、石垣島及び久米島をいう。次条第一項において同じ。）と東京国際空港との間の路線（那覇空港を経由するものを除く。）を航行する航空機（次条第三項及び第五項において「沖縄特定離島路線航空機」という。）に積み込まれる航空機燃料について準用する。この場合において、前条中「平成十九年三月三十一日」とあるのは、「平成十六年三月三十一日」と読み替えるものとする。

(特定離島路線航空機に積み込まれる航空機燃料に係る航空機燃料税の税率の特例)

第九十条の九 離島（その地域の全部又は一部が離島振興法第二条第一項の規定により指定された同項の離島振興対策実施地域に含まれる島、奄美群島振興開発特別措置法第一条に規定する奄美群島の区域に含まれる島及び沖縄振興特別措置法第三条第三号に規定する離島をいう。以下この項において同じ。）と本邦の地域との間の路線（沖縄特定離島と沖縄以外の本邦の地域との間の路線を除く。）のうち、旅客の運送の確保を図ることが離島の住民の生活の安定に資するために特に必要なものとして政令で定める路線を航行する航空機で、航空法第百条第一項に規定する許可を受けた者が行う旅客の運送の用に供されるもの（当該路線の使用飛行場である飛行場を離陸した後、天候その他やむを得ない理由により、同法第九十七条第一項又は第二項の規定により、当該離陸前に国土交通大臣の承認を受けた、又は通報した飛行計画において最初の着陸地とした飛行場と異なる飛行場に着陸することとなつた航空機その他政令で定めるものを含む。以下この条において「特定離島路線航空機」という。）に、平成十七年三月三十一日までに積み込まれる航空機燃料に係る航空機燃料税の税額は、航空機燃料税法第十一条の規定にかかわらず、航空機燃料一キロリットルにつき一万九千五百円の税率によ

(沖縄特定離島路線航空機に積み込まれる航空機燃料に係る航空機燃料税の税率の特例)

第九十条の八の二 前条の規定は、平成十四年四月一日から平成十五年三月三十日までの間に、沖縄特定離島（宮古島、石垣島及び久米島をいう。次条第一項において同じ。）と東京国際空港との間の路線（那覇空港を経由するものを除く。）を航行する航空機（次条第三項及び第五項において「沖縄特定離島路線航空機」という。）に積み込まれる航空機燃料について準用する。この場合において、前条中「平成十九年三月三十一日」とあるのは、「平成十五年三月三十一日」と読み替えるものとする。

(特定離島路線航空機に積み込まれる航空機燃料に係る航空機燃料税の税率の特例)

第九十条の九 離島（その地域の全部又は一部が離島振興法第二条第一項の規定により指定された同項の離島振興対策実施地域に含まれる島、奄美群島振興開発特別措置法第一条に規定する奄美群島の区域に含まれる島及び沖縄振興特別措置法第三条第三号に規定する離島をいう。以下この項において同じ。）と本邦の地域との間の路線（沖縄特定離島と沖縄以外の本邦の地域との間の路線を除く。）のうち、旅客の運送の確保を図ることが離島の住民の生活の安定に資するために特に必要なものとして政令で定める路線を航行する航空機で、航空法第百条第一項に規定する許可を受けた者が行う旅客の運送の用に供されるもの（当該路線の使用飛行場である飛行場を離陸した後、天候その他やむを得ない理由により、同法第九十七条第一項又は第二項の規定により、当該離陸前に国土交通大臣の承認を受けた、又は通報した飛行計画において最初の着陸地とした飛行場と異なる飛行場に着陸することとなつた航空機その他政令で定めるものを含む。以下この条において「特定離島路線航空機」という。）に、平成十五年三月三十一日までに積み込まれる航空機燃料に係る航空機燃料税の税額は、航空機燃料税法第十一条の規定にかかわらず、航空機燃料一キロリットルにつき一万九千五百円の税率によ

二 同 上
三 同 上
4 5 6 同 上

り計算した金額とする。

2 特定離島路線航空機が、平成十七年三月三十一日までに、一般国内航空機となる時において、当該航空機に前項に規定する税率により航空機燃料税が課された、又は課されるべき航空機燃料が現存する場合には、その時に、当該航空機の現存する場所において、当該航空機燃料が当該航空機から取卸しをされたものとみなし、かつ、航空機燃料税法第十一条に規定する税率により航空機燃料税が課されるべき航空機燃料が当該航空機に積み込まれたものとみなす。

3 特定離島路線航空機が、平成十七年三月三十一日までに、沖縄路線航空機又は沖縄特定離島路線航空機となる時において、当該航空機に第一項に規定する税率により航空機燃料税が課された、又は課されるべき航空機燃料が現存する場合には、その時に、当該航空機の現存する場所において、当該航空機燃料が当該航空機から取卸しをされたものとみなし、かつ、航空機燃料税法第十一条に規定する税率により航空機燃料税が課されるべき航空機燃料が当該航空機に積み込まれたものとみなす。

4 一般国内航空機が、平成十七年三月三十一日までに、特定離島路線航空機とな

る時において、当該航空機に航空機燃料税法第十一条に規定する税率により航空機燃料税が課された、又は課されるべき航空機燃料が現存する場合には、その時に、当該航空機の現存する場所において、当該航空機燃料が当該航空機から取卸しをされたものとみなし、かつ、第九十条の八第一項（前条において準用する場合を含む。）に規定する税率により航空機燃料税が課されるべき航空機燃料が当該航空機に積み込まれたものとみなす。

5 沖縄路線航空機又は沖縄特定離島路線航空機が、平成十七年三月三十一日まで

に、特定離島路線航空機となる時において、当該航空機に第九十条の八第一項（前条において準用する場合を含む。）に規定する税率により航空機燃料税が課された、又は課されるべき航空機燃料が現存する場合には、その時に、当該航空機燃料が当該航空機から取卸しをされたものとみなし、かつ、第一項に規定する税率により航空機燃料税が課されるべき航空機燃料が当該航空機に積み込まれたものとみなす。

6 航空機燃料税法第七条に規定する外国往来機で同条に規定する有償の国内運送

の用に供されていないものが、平成十七年三月三十一日までに、特定離島路線航空機となる場合における同条の規定の適用については、同条中「当該航空機に積み込まれたものとみなす」とあるのは、「当該航空機に積み込まれたものとみなす。この場合において、当該航空機燃料に係る航空機燃料税の税額は、第十一条の規定にかかわらず、租税特別措置法第九十条の九第一項（特定離島路線航空機

り計算した金額とする。

2 特定離島路線航空機が、平成十五年三月三十一日までに、一般国内航空機となる時において、当該航空機に前項に規定する税率により航空機燃料税が課された、又は課されるべき航空機燃料が現存する場合には、その時に、当該航空機の現存する場所において、当該航空機燃料が当該航空機から取卸しをされたものとみなし、かつ、航空機燃料税法第十一条に規定する税率により航空機燃料税が課されるべき航空機燃料が当該航空機に積み込まれたものとみなす。

3 特定離島路線航空機が、平成十五年三月三十一日までに、沖縄路線航空機又は沖縄特定離島路線航空機となる時において、当該航空機に第一項に規定する税率により航空機燃料税が課された、又は課されるべき航空機燃料が現存する場合には、その時に、当該航空機の現存する場所において、当該航空機燃料が当該航空機から取卸しをされたものとみなし、かつ、第九十条の八第一項（前条において準用する場合を含む。）に規定する税率により航空機燃料税が課されるべき航空機燃料が当該航空機に積み込まれたものとみなす。

4 一般国内航空機が、平成十五年三月三十一日までに、特定離島路線航空機とな

る時において、当該航空機に航空機燃料税法第十一条に規定する税率により航空機燃料税が課された、又は課されるべき航空機燃料が現存する場合には、その時に、当該航空機の現存する場所において、当該航空機燃料が当該航空機から取卸しをされたものとみなし、かつ、第一項に規定する税率により航空機燃料税が課されるべき航空機燃料が当該航空機に積み込まれたものとみなす。

5 沖縄路線航空機又は沖縄特定離島路線航空機が、平成十五年三月三十一日まで

に、特定離島路線航空機となる時において、当該航空機に第九十条の八第一項（前条において準用する場合を含む。）に規定する税率により航空機燃料税が課された、又は課されるべき航空機燃料が現存する場合には、その時に、当該航空機燃料が当該航空機から取卸しをされたものとみなし、かつ、第一項に規定する税率により航空機燃料税が課されるべき航空機燃料が当該航空機に積み込まれたものとみなす。

6 航空機燃料税法第七条に規定する外国往来機で同条に規定する有償の国内運送

の用に供されていないものが、平成十五年三月三十一日までに、特定離島路線航空機となる場合における同条の規定の適用については、同条中「当該航空機に積み込まれたものとみなす」とあるのは、「当該航空機に積み込まれたものとみなす。この場合において、当該航空機燃料に係る航空機燃料税の税額は、第十一条の規定にかかわらず、租税特別措置法第九十条の九第一項（特定離島路線航空機

に積み込まれる航空機燃料に係る航空機燃料税の税率の特例)に規定する税率により計算した金額とする」とする。

7・8 省略

(自動車重量税率の特例)

第九十条の十一 昭和五十一年五月一日から平成二十年四月三十日までの間に自動車検査証の交付等又は車両番号の指定を受ける検査自動車及び届出軽自動車に係る自動車重量税の税額は、自動車重量税法第七条第一項の規定にかかわらず、次に掲げる自動車の区分に応じ、一両につき、次に掲げる税率により計算した金額(道路運送車両法第六十三条に規定する臨時検査に係る自動車にあっては、当該金額に〇・五を乗じて得た金額)とする。

1・2 省略

2 省略

(使用済自動車に係る自動車重量税の還付)

第九十条の十二 自動車検査証の交付等を受けた自動車のうち、自動車検査証の交付等を受けた際に当該自動車検査証に記載された有効期間の満了する日前に使用済自動車の再資源化等に関する法律第二条第十一項に規定する引取業者に引き渡された同条第二項に規定する使用済自動車(以下この条において「使用済自動車」という。)であつて、解体されたものとして政令で定めるものについては、当該自動車検査証の交付等を受ける際に納付された自動車重量税の額に相当する金額のうち政令で定めるところにより計算した金額を、当該使用済自動車を同法第八条の規定により当該引取業者に引き渡した者(以下この条において「所有者」という。)(当該使用済自動車の所有者が当該使用済自動車に係る自動車重量税の納税者でない場合にあっては、当該使用済自動車につき当該使用済自動車の所有者が当該自動車重量税を納付したものとみなして、当該使用済自動車の所有者に)還付する。

2・3 省略

(不動産の譲渡に関する契約書等に係る印紙税の税率の特例)

第九十一条 平成九年四月一日から平成十七年三月三十一日までの間に作成される印紙税法別表第一第一号の物件名の欄1に掲げる不動産の譲渡に関する契約書(一の文書が当該契約書と当該契約書以外の同号に掲げる契約書とに該当する場合

に積み込まれる航空機燃料に係る航空機燃料税の税率の特例)に規定する税率により計算した金額とする」とする。

7・8 同上

(自動車重量税率の特例)

第九十条の十一 昭和五十一年五月一日から平成十五年四月三十日までの間に自動車検査証の交付等又は車両番号の指定を受ける検査自動車及び届出軽自動車に係る自動車重量税の税額は、自動車重量税法第七条第一項の規定にかかわらず、次に掲げる自動車の区分に応じ、一両につき、次に掲げる税率により計算した金額(道路運送車両法第六十三条に規定する臨時検査に係る自動車にあっては、当該金額に〇・五を乗じて得た金額)とする。

1・2 同上

2 同上

(使用済自動車に係る自動車重量税の還付)

第九十条の十二 自動車検査証の交付等を受けた自動車のうち、自動車検査証の交付等を受けた際に当該自動車検査証に記載された有効期間の満了する日前に使用済自動車の再資源化等に関する法律(平成十四年法律第八十七号)第二条第十一項に規定する引取業者に引き渡された同条第二項に規定する使用済自動車(以下この条において「使用済自動車」という。)であつて、解体されたものとして政令で定めるものについては、当該自動車検査証の交付等を受ける際に納付された自動車重量税の額に相当する金額のうち政令で定めるところにより計算した金額を、当該使用済自動車を同法第八条の規定により当該引取業者に引き渡した者(以下この条において「所有者」という。)(当該使用済自動車の所有者が当該使用済自動車に係る自動車重量税の納税者でない場合にあっては、当該使用済自動車につき当該使用済自動車の所有者が当該自動車重量税を納付したものとみなして、当該使用済自動車の所有者に)還付する。

2・3 同上

(不動産の譲渡に関する契約書等に係る印紙税の税率の特例)

第九十一条 平成九年四月一日から平成十五年三月三十一日までの間に作成される印紙税法別表第一第一号の物件名の欄1に掲げる不動産の譲渡に関する契約書(一の文書が当該契約書と当該契約書以外の同号に掲げる契約書とに該当する場合

における当該一の文書を含む。) 又は同表第一号に掲げる請負に関する契約書(建設業法第二条第一項に規定する建設工事の請負に係る契約に基づき作成されるものに限る。) のうち、これらの契約書に記載された契約金額が千万円を超えるものに係る印紙税の税率は、同表第一号及び第二号の規定にかかわらず、次の各号に掲げる契約金額の区分に応じ、一通につき、当該各号に定める金額とする。

一六 省略

(株式分割等に係る株券等の印紙税の非課税)

第九十一条の四 証券取引法第二条第十四項に規定する証券取引所(次項において「証券取引所」という。) に上場されている株式又は同法第七十五条第一項に規定する店頭売買有価証券登録原簿に登録されている株式の発行者である法人が、平成五年一月一日以後に行われた商法第二百十八条第一項の規定による株式の分割に係る取締役会の決議(株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律)(昭和四十九年法律第二十二号) 第一条の二第三項に規定する委員会等設置会社における執行役の決定を含む。以下この項において同じ。) 又は商法第三百四十二条第一項の規定による同法第二百二十二条第一項本文に規定する一単元の株式の数(以下この項において「一単元の株式の数」という。) の変更に係る株主総会の決議若しくは同条第二項の規定による一単元の株式の数の変更に係る取締役会の決議に基づき平成五年四月一日から平成十七年三月三十一日までの間に作成する株券のうち、次に掲げるもの(当該株式の分割の日又は一単元の株式の数の変更の日の属する事業年度(法人税法第十三条及び第十四条に規定する事業年度をいう。)において作成するものに限る。)については、印紙税を課さない。

一三 省略

一三 同上

第九十一条の四 証券取引法第二条第十四項に規定する証券取引所に上場されている株式又は同法第七十五条第一項に規定する店頭売買有価証券登録原簿に登録されている株式の発行者である法人が、平成五年一月一日以後に行われた商法第二百十八条第一項の規定による株式の分割に係る取締役会の決議(株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律)(昭和四十九年法律第二十二号) 第一条の二第三項に規定する委員会等設置会社における執行役の決定を含む。以下この項において同じ。) 又は商法第三百四十二条第一項の規定による同法第二百二十二条第一項本文に規定する一単元の株式の数(以下この項において「一単元の株式の数」という。) の変更に係る株主総会の決議若しくは同条第二項の規定による一単元の株式の数の変更に係る取締役会の決議に基づき平成五年四月一日から平成十五年三月三十一日までの間に作成する株券のうち、次に掲げるもの(当該株式の分割の日又は一単元の株式の数の変更の日の属する事業年度(法人税法第十三条及び第十四条に規定する事業年度をいう。)において作成するものに限る。)については、印紙税を課さない。

2 証券取引所に上場されている協同組織金融機関の優先出資に関する法律第三条
第一項に規定する優先出資の発行者である同法第二条第一項に規定する協同組織金融機関が、平成十五年一月一日以後に行われた同法第十六条第一項の規定による優先出資の分割に係る普通出資者総会の議決に基づき平成十五年四月一日から平成十七年三月三十一日までの間に作成する優先出資証券のうち、発行済優先出資の総口数の二分の一に相当する口数以上の新優先出資を発行する優先出資の分割により、その優先出資者の有する優先出資の口数に応じて新たに発行する優先出資証券(当該優先出資の分割の日の属する事業年度において作成するものに限る。)については、印紙税を課さない。

における当該一の文書を含む。) 又は同表第一号に掲げる請負に関する契約書(建設業法第二条第一項に規定する建設工事の請負に係る契約に基づき作成されるものに限る。) のうち、これらの契約書に記載された契約金額が千万円を超えるものに係る印紙税の税率は、同表第一号及び第二号の規定にかかわらず、次の各号に掲げる契約金額の区分に応じ、一通につき、当該各号に定める金額とする。

一六 同上

(株式分割等に係る株券の印紙税の非課税)

3| 前二項の規定は、第一項各号に掲げる株券又は前項に規定する優先出資証券に該当することにつき財務省令で定めるところにより当該株券又は当該優先出資証券を作成しようとする場所の所在地の所轄税務署長に届け出たもので、かつ、財務省令で定める表示がされたものに限り、適用する。

(利子税の割合の特例)

第九十三条 省略

2・3 省略

4 第七十条の四第二十九項及び第七十条の六第三十六項に規定する利子税の年六・六ペーセントの割合は、これらの規定にかかわらず、各年の特例基準割合が年七・三ペーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、当該利子税の年六・六ペーセントの割合に当該特例基準割合が年七・三ペーセントの割合のうちに占める割合を乗じて計算した割合（当該割合に〇・一ペーセント未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）とする。

5 省略

(事務の区分)

第九十七条 この法律の規定により地方公共団体が処理することとされている事務のうち、次の表の上欄に掲げる地方公共団体が処理することとされている同表の下欄に掲げるものは、地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

都道府県	第二十八条の四第三項第五号イ、第六号及び第七号イ並びに第三十一条の二第二項第十二号ハ及び第十三号ニに規定する認定の事務、第三十四条の二第二項第十号及び第十二号並びに第三十七号イ、第六号及び第七号イに規定する認定の事務、第六十二条の三第四項第十二号ハ及び第十三号ニ並びに第六十三条第三項第五号イ、第六号及び第七号イに規定する認定の事務、第六十五条の四第一項第十号及び第十二号並びに第六十五条の七第一項の表の第十五号の上欄に規定する指定の事務、第六十八条の六十九第三項第五号イ、第六号及び第七号イに規定する認定の事務並びに第七十条の四第三十一項（第七十条の六第三十八項において準用する場合を含む。）の通知に関する事務
------	--

2| 前項の規定は、同項各号に掲げる株券に該当することにつき財務省令で定めるところにより当該株券を作成しようとする場所の所在地の所轄税務署長に届け出たもので、かつ、財務省令で定める表示がされたものに限り、適用する。

(利子税の割合の特例)

第九十三条 同上

2・3 同上

4 第七十条の四第二十八項及び第七十条の六第三十六項に規定する利子税の年六・六ペーセントの割合は、これらの規定にかかわらず、各年の特例基準割合が年七・三ペーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、当該利子税の年六・六ペーセントの割合に当該特例基準割合が年七・三ペーセントの割合のうちに占める割合を乗じて計算した割合（当該割合に〇・一ペーセント未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）とする。

5 同上

(事務の区分)

第九十七条 同上

同上	第二十八条の四第三項第五号イ、第六号及び第七号イ並びに第三十一条の二第二項第十一号ハ及び第十二号ニに規定する認定の事務、第三十四条の二第二項第十号及び第十二号並びに第三十七号イ、第六号及び第七号イに規定する認定の事務、第六十二条の三第四項第十一号ハ及び第十二号ニ並びに第六十三条第三項第五号イ、第六号及び第七号イに規定する認定の事務、第六十五条の四第一項第十号及び第十二号並びに第六十五条の七第一項の表の第十五号の上欄に規定する指定の事務、第六十八条の六十九第三項第五号イ、第六号及び第七号イに規定する認定の事務並びに第七十条の四第三十一項（第七十条の六第三十八項において準用する場合を含む。）の通知に関する事務
----	--

市町村

第二十八条の四第三項第七号イ及びロ、第三十一条の一第一項
第十三号ニ、第六十二条の三第四項第十三号ニ、第六十三条第
三項第七号イ及びロ並びに第六十八条の六十九第三項第七号イ
及びロに規定する認定の事務並びに第七十条の四第三十一項へ
第七十条の六第三十八項において準用する場合を含む。）及び
第七十条の四第三十二項（第七十条の六第三十九項において準
用する場合を含む。）の通知に関する事務

同上

第二十八条の四第三項第七号イ及びロ、第三十一条の一第一項
第十二号ニ、第六十二条の三第四項第十一号ニ、第六十三条第
三項第七号イ及びロ並びに第六十八条の六十九第三項第七号イ
及びロに規定する認定の事務並びに第七十条の四第三十項（第
七十条の六第三十八項において準用する場合を含む。）及び第
七十条の四第三十一項（第七十条の六第三十九項において準
用する場合を含む。）の通知に関する事務

(阪神・淡路大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律の一部改正)

第十三条 阪神・淡路大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律(平成七年法律第十一号)の一部を次のように改正する。

(被災者向け優良賃貸住宅の割増償却)

第九条 省略

2 前項の規定の適用を受けた被災者向け優良賃貸住宅については、租税特別措置法第十九条第一号中「[第五条までの規定]」とあるのは、「[第五条まで又は阪神・淡路大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律(平成七年法律第十一号)第九条の規定]」として、同法、この法律その他所得税に関する法令の規定を適用する。

3・4 省略

(被災代替資産等の特別償却)

第十条 個人が、平成七年一月十七日から平成十七年三月三十一日までの間に、次の表の各号の上欄に掲げる減価償却資産で阪神・淡路大震災により滅失し、若しくは損壊した建物（その附属設備を含む。以下この項において同じ。）、構築物若しくは機械及び装置に代わるものとして政令で定めるものに該当するものの取得等（取得又は製作若しくは建設をいう。以下この項において同じ。）をして、これを当該個人の事業の用（機械及び装置にあっては貸付けの用を除く。）に供した場合又は同欄に掲げる減価償却資産の取得等をして、これを被災区域（阪神・淡路大震災により滅失（通常の修繕によつては原状回復が困難な損壊を含む。）をした建物又は構築物の敷地及び当該建物又は構築物と一体的に事業の用に供される附属施設の用に供されていた土地の区域をいう。）及び当該被災区域である土地に付随して一体的に使用される土地の区域内において当該個人の事業の用（機械及び装置にあっては貸付けの用を除く。）に供した場合には、その用に供した日の属する年における当該個人の不動産所得の金額又は事業所得の金額の計算上、これらの減価償却資産（前条の規定の適用を受けるものを除く。以下この条において「被災代替資産等」という。）の償却費として必要経費に算入する金額は、所得税法第四十九条第一項の規定にかかわらず、当該被災代替資産等について同項の規定により計算した償却費の額とその取得価額に当該各号の中欄に掲げる割合（当該個人が租税特別措置法第十条第五項に規定する中小企業者に該当

(被災者向け優良賃貸住宅の割増償却)

第九条 同上

2 前項の規定の適用を受けた被災者向け優良賃貸住宅については、租税特別措置法第十九条第一号中「[第六条までの規定]」とあるのは、「[第六条まで又は阪神・淡路大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律(平成七年法律第十一号)第九条の規定]」として、同法、この法律その他所得税に関する法令の規定を適用する。

3・4 同上

(被災代替資産等の特別償却)

第十条 個人が、平成七年一月十七日から平成十七年三月三十一日までの間に、次の表の各号の上欄に掲げる減価償却資産で阪神・淡路大震災により滅失し、若しくは損壊した建物（その附属設備を含む。以下この項において同じ。）、構築物若しくは機械及び装置に代わるものとして政令で定めるものに該当するものの取得等（取得又は製作若しくは建設をいう。以下この項において同じ。）をして、これを当該個人の事業の用（機械及び装置にあっては貸付けの用を除く。）に供した場合又は同欄に掲げる減価償却資産の取得等をして、これを被災区域（阪神・淡路大震災により滅失（通常の修繕によつては原状回復が困難な損壊を含む。）をした建物又は構築物の敷地及び当該建物又は構築物と一体的に事業の用に供される附属施設の用に供されていた土地の区域をいう。）及び当該被災区域である土地に付随して一体的に使用される土地の区域内において当該個人の事業の用（機械及び装置にあっては貸付けの用を除く。）に供した場合には、その用に供した日の属する年における当該個人の不動産所得の金額又は事業所得の金額の計算上、これらの減価償却資産（前条の規定の適用を受けるものを除く。以下この条において「被災代替資産等」という。）の償却費として必要経費に算入する金額は、所得税法第四十九条第一項の規定にかかわらず、当該被災代替資産等について同項の規定により計算した償却費の額とその取得価額に当該各号の中欄に掲げる割合（当該個人が租税特別措置法第十条第二項に規定する中小企業者に該当

する個人である場合には、当該各号の下欄に掲げる割合) を乗じて計算した金額との合計額とする。

資産	割合	割合
一・二省略	省略	省略

2 前項の規定の適用を受けた被災代替資産等については、租税特別措置法第十九条第一号中「第十五条までの規定」とあるのは、「第十五条まで又は阪神・淡路大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第十条の規定」として、同法、この法律その他所得税に関する法令の規定を適用する。

3 省略

(特定の事業用資産の買換え等の場合の譲渡所得の課税の特例)

第十四条 省略

5 租税特別措置法第三十七条第六項から第九項まで、第三十七条の二及び第三十七条の三第二項の規定は、第一項（前二項において準用する場合を含む。次項において同じ。）の規定を適用する場合について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げるこれらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

する個人である場合には、当該各号の下欄に掲げる割合) を乗じて計算した金額との合計額とする。

資産	割合	割合
一・二同上	同上	同上

2 前項の規定の適用を受けた被災代替資産等については、租税特別措置法第十九条第一号中「第十六条までの規定」とあるのは、「第十六条まで又は阪神・淡路大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第十条の規定」として、同法、この法律その他所得税に関する法令の規定を適用する。

3 同上

(特定の事業用資産の買換え等の場合の譲渡所得の課税の特例)

第十四条 同上

5 租税特別措置法第三十七条第六項から第九項まで、第三十七条の二及び第三十七条の三第三項の規定は、第一項（前二項において準用する場合を含む。次項において同じ。）の規定を適用する場合について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げるこれらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

同上	同上	同上
同上	同上	同上
租税特別措置法第三十七条第六項 適用を	第一項の規定の 適用を	阪神・淡路大震災の被災者等に係る 国税関係法律の臨時特例に関する法 律第十四条第一項（同条第三項及び 第四項において準用する場合を含む。 以下この条及び同法第十四条第五 項において準用する第三十七条の三 第二項において同じ。）の規定の適 用を
省略	省略	同上

							租税特別措置法第 三十七条第七項及 び第八項
6 省略							省略
7 個人が、平成七年一月十七日から平成十七年三月三十一日までの間に、その有する資産で第一項の表の各号の上欄に掲げるもののうち事業の用に供しているもの（以下この項において「交換譲渡資産」という。）と当該各号の下欄に掲げる資産（以下この項において「交換取得資産」という。）との交換（租税特別措置法第二十三条の二第一項第二号に規定する交換その他政令で定める交換を除く。以下この項において同じ。）をした場合（当該交換に伴い交換差金（交換により取得した資産の価額と交換により譲渡した資産の価額との差額を補うための金銭	租税特別措置法第 三十七条第九項	租税特別措置法第 三十七条第一項	租税特別措置法第 三十七条第一項	租税特別措置法第 三十七条第一項	省略	省略	省略
	第三十七条第一項	省略	省略	省略	省略	省略	省略
	阪神・淡路大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第十四条第一項	省略	省略	省略	省略	省略	省略

							同上
6 同上							同上
7 個人が、平成七年一月十七日から平成十七年三月三十一日までの間に、その有する資産で第一項の表の各号の上欄に掲げるもののうち事業の用に供しているもの（以下この項において「交換譲渡資産」という。）と当該各号の下欄に掲げる資産（以下この項において「交換取得資産」という。）との交換（租税特別措置法第二十三条の二第一項第二号に規定する交換その他政令で定める交換を除く。以下この項において同じ。）をした場合（当該交換に伴い交換差金（交換により取得した資産の価額と交換により譲渡した資産の価額との差額を補うための金銭	租税特別措置法第 三十七条の三第三項	同上	同上	同上	同上	同上	同上
	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上
	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上

をいう。以下この項において同じ。) を取得し、又は支払った場合を含む。) 又は交換譲渡資産と交換取得資産以外の資産との交換をし、かつ、交換差金を取得した場合(以下この項において「他資産との交換の場合」という。)における第一項及び第二項(これらの規定を第三項及び第四項において準用する場合を含む。)並びに前項並びに第五項において準用する租税特別措置法第三十七条第六項から第九項まで、第三十七条の一及び第三十七条の三第二項の規定の適用については、次に定めるところによる。

一・二 省略

8 省略

(住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除の控除額に係る特例)

第十六条 省略

254 省略

5 第一項の規定により租税特別措置法第四十一条又は第四十一条の二の規定の適用を受ける場合におけるこれらの規定の適用については、同法第四十一条第一項中「六年間(同日(以下この項から第三項までにおいて「居住日」という。))の属する年が平成十一年若しくは平成十二年である場合又は居住日が平成十三年一月一日から同年六月三十日までの期間(次項及び第三項において「平成十三年前期」という。)内の日である場合には十五年間とし、居住日が平成十三年七月一日から同年十一月三十一日までの期間(次項及び第三項において「平成十三年後期」という。)内の日である場合には十年間とする。)の各年(当該居住日)とあるのは「六年間の各年(同日)と、同法第四十一条の二第一項中「(以下この項及び第五項において「居住日」という。)内の日である場合又は居住日の属する年が平成十四年若しくは平成十五年である場合には十年間とする。)の各年(当該居住日)とあるのは「六年間の各年(同日)と、同法第四十一条の二第一項中「(以下この項及び第五項において「居住日」という。)内の日である場合又は居住日の属する年が平成十四年若しくは平成十五年である場合には八年以内とする。)とあるのは「四年内」と、「同条第一項に規定する平成十三年後期(以下この項及び第五項において「平成十三年後期」という。)内の日である場合には十三年内とし、居住日が同条第一項に規定する平成十三年後期(以下この項及び第五項において「平成十三年前期」という。)内の日である場合には八年以内とする。)とあるのは「四年内」と、「同条第一項において「同項の」と、「居住者が、当該居住日」とあるのは「居住者が、同日」と、同日」と、「五年内(当該居住日の属する年が平成十一年若しくは平成十二年である場合には十四年内とし、当該居住日は当該居住日が平成十三年前期内の日である場合には十四年内とし、当該居住日

をいう。以下この項において同じ。)を取得し、又は支払った場合を含む。)又は交換譲渡資産と交換取得資産以外の資産との交換をし、かつ、交換差金を取得した場合(以下この項において「他資産との交換の場合」という。)における第一項及び第二項(これらの規定を第三項及び第四項において準用する場合を含む。)並びに前項並びに第五項において準用する租税特別措置法第三十七条第六項から第九項まで、第三十七条の一及び第三十七条の三第三項の規定の適用については、次に定めるところによる。

一・二 同上

8 同上

(住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除の控除額に係る特例)

第十六条 同上

254 同上

5 第一項の規定により租税特別措置法第四十一条又は第四十一条の二の規定の適用を受ける場合におけるこれらの規定の適用については、同法第四十一条第一項中「六年間(同日(以下第三項までにおいて「居住日」という。))の属する年が平成十一年若しくは平成十二年である場合又は居住日が平成十三年一月一日から同年六月三十日までの期間(次項及び第三項において「平成十三年前期」という。)内の日である場合には十五年間とし、居住日が平成十三年七月一日から同年十一月三十一日までの期間(次項及び第三項において「平成十三年後期」という。)内の日である場合には十年間とする。)の各年(当該居住日)とあるのは「六年間の各年(同日)と、同法第四十一条の二第一項中「(以下この項及び第五項において「居住日」という。)内の日である場合又は居住日の属する年が平成十四年若しくは平成十五年である場合には八年以内とする。)と、「四年内(居住日の属する年が平成十一年若しくは平成十二年である場合又は居住日が同条第一項に規定する平成十三年後期(以下この項及び第五項において「平成十三年前期」という。)内の日である場合には十三年内とし、居住日が同条第一項に規定する平成十三年後期(以下この項及び第五項において「平成十三年後期」という。)内の日である場合には八年以内とする。)とあるのは「四年内」と、「同条第一項において「同項の」と、「居住者が、当該居住日」とあるのは「居住者が、同日」と、同日」と、「五年内(当該居住日の属する年が平成十一年若しくは平成十二年である場合には十四年内とし、当該居住日は当該居住日が平成十三年前期内の日である場合には十四年内とし、当該居住日

当該居住日が平成十三年後期内の日である場合又は当該居住日の属する年が平成十四年若しくは平成十五年である場合には九年以内とする。」とあるのは「五年内」と、同条第五項中「居住日」とあるのは「前条第一項に規定する居住の用に供した日」と、「四年内（居住日の属する年が平成十一年若しくは平成十二年である場合又は居住日が平成十三年前期内の日である場合には十三年内とし、居住日が平成十三年後期内の日である場合又は居住日の属する年が平成十四年若しくは平成十五年である場合には八年内外とする。）」とあるのは「四年内」と、「前条第一項」とあるのは「同項」と、「から当該居住日」とあるのは「から当該居住の用に供した日」とする。

6 第一項の規定により租税特別措置法第四十一条の規定の適用を受ける場合における同条第十一項の規定の特例その他各項の規定の適用に關し必要な事項は、政令で定める。

（被災者向け優良賃貸住宅の割増償却）

第十七条 省略

2 省略

3 第一項の規定の適用を受けた被災者向け優良賃貸住宅（第二十六条の二第一項の規定の適用を受けた被災者向け優良賃貸住宅を含む。）については、租税特別措置法第五十二条の二第一項中「又は第四十四条の四から第四十八条まで」とあるのは「若しくは第四十四条の四から第四十八条まで又は阪神・淡路大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（以下この条において「震災特例法」という。）第十七条第一項」と、「特別償却に関する規定の適用」とあるのは「特別償却に関する規定又は震災特例法第二十六条の二第一項の規定の適用」と、同条第二項中「特別償却に関する規定を含む」とあるのは「特別償却に関する規定又は震災特例法第二十六条の二第一項の規定を含む」と、同条第五項中「特別償却に関する規定。」とあるのは「特別償却に関する規定又は震災特例法第二十六条の二第一項の規定。」として、同条の規定を適用する。

4・5 省略

6 第一項の規定の適用を受けた被災者向け優良賃貸住宅については、租税特別措置法第五十三条第一項第二号中「又は第四十二条の十から第四十八条までの規定」とあるのは、「若しくは第四十二条の十から第四十八条まで又は阪神・淡路大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第十七条の規定」として、同法、この法律その他法人税に関する法令の規定を適用する。

が平成十三年後期内の日である場合又は当該居住日の属する年が平成十四年若しくは平成十五年である場合には九年内外とする。」とあるのは「五年内」と、同条第五項中「居住日」とあるのは「前条第一項に規定する居住の用に供した日」と、「四年内（居住日の属する年が平成十一年若しくは平成十二年である場合又は居住日が平成十三年前期内の日である場合には十三年内とし、居住日が平成十三年後期内の日である場合又は居住日の属する年が平成十四年若しくは平成十五年である場合には八年内外とする。）」とあるのは「四年内」と、「前条第一項」とあるのは「同項」と、「から当該居住日」とあるのは「から当該居住の用に供した日」とする。

6 第一項の規定により租税特別措置法第四十一条の規定の適用を受ける場合における同条第八項の規定の特例その他各項の規定の適用に關し必要な事項は、政令で定める。

（被災者向け優良賃貸住宅の割増償却）

第十七条 同上

2 同上

3 第一項の規定の適用を受けた被災者向け優良賃貸住宅（第二十六条の二第一項の規定の適用を受けた被災者向け優良賃貸住宅を含む。）については、租税特別措置法第五十二条の二第一項中「又は第四十四条の九から第四十八条まで」とあるのは「若しくは第四十四条の九から第四十八条まで又は阪神・淡路大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（以下この条において「震災特例法」という。）第十七条第一項」と、「特別償却に関する規定の適用」とあるのは「特別償却に関する規定又は震災特例法第二十六条の二第一項の規定の適用」と、同条第二項中「特別償却に関する規定を含む」とあるのは「特別償却に関する規定又は震災特例法第二十六条の二第一項の規定を含む」と、同条第五項中「特別償却に関する規定。」とあるのは「特別償却に関する規定又は震災特例法第二十六条の二第一項の規定。」として、同条の規定を適用する。

4・5 同上

6 第一項の規定の適用を受けた被災者向け優良賃貸住宅については、租税特別措置法第五十三条第一項第二号中「又は第四十二条の十から第四十八条までの規定」とあるのは、「若しくは第四十二条の十から第四十八条まで又は阪神・淡路大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第十七条の規定」として、同法、この法律その他法人税に関する法令の規定を適用する。

(被災代替資産等の特別償却)

第十八条 法人が、平成七年一月十七日から平成十七年三月三十一日までの間に、次の表の各号の上欄に掲げる減価償却資産で阪神・淡路大震災により滅失し、若しくは損壊した建物（その附属設備を含む。以下この項において同じ。）、構築物若しくは機械及び装置に代わるものとして政令で定めるものに該当するもの取得等（取得又は製作若しくは建設をいう。以下この項において同じ。）をしてこれを当該法人の事業の用（機械及び装置にあっては貸付けの用を除く。）に供した場合又は同欄に掲げる減価償却資産の取得等をして、これを被災区域（阪神・淡路大震災により滅失（通常の修繕によつては原状回復が困難な損壊を含む。）をした建物又は構築物の敷地及び当該建物又は構築物と一体的に事業の用に供される附属施設の用に供されていた土地の区域をいう。）及び当該被災区域である土地に付随して一体的に使用される土地の区域内において当該法人の事業の用（機械及び装置にあっては貸付けの用を除く。）に供した場合には、その用に供した日を含む事業年度のこれらの減価償却資産（前条の規定又は同条の規定に係る租税特別措置法第五十二条の三の規定の適用を受けるものを除く。以下この条において「被災代替資産等」という。）の償却限度額は、法人税法第三十一条第一項又は第二項の規定にかかわらず、同条第一項に規定する償却限度額又は同条第二項に規定する償却限度額に相当する金額と特別償却限度額（当該被災代替資産等の取得価額に当該被災代替資産等の同表の各号の上欄に掲げる資産の区分に応じ当該各号の中欄に掲げる割合（当該法人が、租税特別措置法第四十二条の四第七項に規定する中小企業者に該当する法人又は農業協同組合等である場合は、当該各号の下欄に掲げる割合）を乗じて計算した金額をいう。）との合計額とする。

資 产	割 合	割 合
一・二 省 略	省 略	省 略

2 前項の規定の適用を受けた被災代替資産等（第二十六条の三第一項の規定の適用を受けた同項に規定する被災代替資産等を含む。）については、租税特別措置法第五十二条の二第一項中「又は第四十四条の四から第四十八条まで」とあるの

(被災代替資産等の特別償却)

第十八条 法人が、平成七年一月十七日から平成十七年三月三十一日までの間に、次の表の各号の上欄に掲げる減価償却資産で阪神・淡路大震災により滅失し、若しくは損壊した建物（その附属設備を含む。以下この項において同じ。）、構築物若しくは機械及び装置に代わるものとして政令で定めるものに該当するもの取得等（取得又は製作若しくは建設をいう。以下この項において同じ。）をしてこれを当該法人の事業の用（機械及び装置にあっては貸付けの用を除く。）に供した場合又は同欄に掲げる減価償却資産の取得等をして、これを被災区域（阪神・淡路大震災により滅失（通常の修繕によつては原状回復が困難な損壊を含む。）をした建物又は構築物の敷地及び当該建物又は構築物と一体的に事業の用に供される附属施設の用に供されていた土地の区域をいう。）及び当該被災区域である土地に付随して一体的に使用される土地の区域内において当該法人の事業の用（機械及び装置にあっては貸付けの用を除く。）に供した場合には、その用に供した日を含む事業年度のこれらの減価償却資産（前条の規定又は同条の規定に係る租税特別措置法第五十二条の三の規定の適用を受けるものを除く。以下この条において「被災代替資産等」という。）の償却限度額は、法人税法第三十一条第一項又は第二項の規定にかかわらず、同条第一項に規定する償却限度額又は同条第二項に規定する償却限度額に相当する金額と特別償却限度額（当該被災代替資産等の取得価額に当該被災代替資産等の同表の各号の上欄に掲げる資産の区分に応じ当該各号の中欄に掲げる割合（当該法人が、租税特別措置法第四十二条の四第二項に規定する中小企業者に該当する法人又は農業協同組合等である場合は、当該各号の下欄に掲げる割合）を乗じて計算した金額をいう。）との合計額とする。

資 产	割 合	割 合
一・二 同 上	同 上	同 上

2 前項の規定の適用を受けた被災代替資産等（第二十六条の三第一項の規定の適用を受けた同項に規定する被災代替資産等を含む。）については、租税特別措置法第五十二条の二第一項中「又は第四十四条の九から第四十八条まで」とあるの

は「若しくは第四十四条の四から第四十八条まで又は阪神・淡路大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（以下この条において「震災特例法」という。）第十八条第一項」と、「特別償却に関する規定の適用」とあるのは「特別償却に関する規定又は震災特例法第二十六条の三第一項の規定の適用」と、同条第二項中「特別償却に関する規定を含む」とあるのは「特別償却に関する規定又は震災特例法第二十六条の三第一項の規定を含む」と、同条第五項中「特別償却に関する規定。」とあるのは「特別償却に関する規定又は震災特例法第二十六条の三第一項の規定を含む」として、同条の規定を適用する。

3・4 省略

5 第一項の規定の適用を受けた被災代替資産等については、租税特別措置法第五十三条第一項第二号中「又は第四十二条の十から第四十八条までの規定」とあるのは、「若しくは第四十二条の十から第四十八条まで又は阪神・淡路大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第十八条の規定」として、同法、この法律その他法人税に関する法令の規定を適用する。

（連結法人の被災者向け優良賃貸住宅の割増償却） 第二十六条の二 省略

2 省略

3 第一項の規定の適用を受けた被災者向け優良賃貸住宅（第十七条第一項の規定の適用を受けた被災者向け優良賃貸住宅を含む。）については、租税特別措置法第六十八条の四十第一項中「又は第六十八条の二十九から第六十八条の三十六まで」とあるのは「若しくは第六十八条の二十九から第六十八条の三十六まで又は阪神・淡路大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（以下この条において「震災特例法」という。）第二十六条の二第一項」と、「特別償却に関する規定の適用」とあるのは「特別償却に関する規定又は震災特例法第七十七条第一項の規定の適用」と、同条第二項中「特別償却に関する規定を含む」とあるのは「特別償却に関する規定又は震災特例法第十七条第一項の規定を含む」と、同条第五項中「特別償却に関する規定。」とあるのは「特別償却に関する規定又は震災特例法第十七条第一項の規定。」として、同条の規定を適用する。

4・5 省略

6 第一項の規定の適用を受けた被災者向け優良賃貸住宅については、租税特別措置法第六十八条の四十二第一項第二号中「又は第六十八条の二十九から第六十八条の三十六までの規定」とあるのは、「若しくは第六十八条の二十九から第六十八

は「若しくは第四十四条の九から第四十八条まで又は阪神・淡路大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（以下この条において「震災特例法」という。）第十八条第一項」と、「特別償却に関する規定の適用」とあるのは「特別償却に関する規定又は震災特例法第二十六条の三第一項の規定の適用」と、同条第二項中「特別償却に関する規定を含む」とあるのは「特別償却に関する規定又は震災特例法第二十六条の三第一項の規定を含む」と、同条第五項中「特別償却に関する規定。」とあるのは「特別償却に関する規定又は震災特例法第二十六条の三第一項の規定を含む」として、同条の規定を適用する。

3・4 同上

5 第一項の規定の適用を受けた被災代替資産等については、租税特別措置法第五十三条第一項第二号中「又は第四十四条の九から第四十九条までの規定」とあるのは、「若しくは第四十四条の九から第四十九条まで又は阪神・淡路大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第十八条の規定」として、同法、この法律その他法人税に関する法令の規定を適用する。

（連結法人の被災者向け優良賃貸住宅の割増償却） 第二十六条の二 同上

2 同上

3 第一項の規定の適用を受けた被災者向け優良賃貸住宅（第十七条第一項の規定の適用を受けた被災者向け優良賃貸住宅を含む。）については、租税特別措置法第六十八条の四十第一項中「又は第六十八条の十六から第六十八条の三十六まで」とあるのは「若しくは第六十八条の十六から第六十八条の三十六まで又は阪神・淡路大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（以下この条において「震災特例法」という。）第二十六条の二第一項」と、「特別償却に関する規定の適用」とあるのは「特別償却に関する規定又は震災特例法第十七条第一項の規定の適用」と、同条第二項中「特別償却に関する規定を含む」とあるのは「特別償却に関する規定又は震災特例法第十七条第一項の規定を含む」とあるのは「特別償却に関する規定又は震災特例法第十七条第一項の規定を含む」と、同条第五項中「特別償却に関する規定。」とあるのは「特別償却に関する規定又は震災特例法第十七条第一項の規定。」として、同条の規定を適用する。

4・5 同上

6 第一項の規定の適用を受けた被災者向け優良賃貸住宅については、租税特別措置法第六十八条の四十二第一項第二号中「又は第六十八条の十四から第六十八条の三十七までの規定」とあるのは、「若しくは第六十八条の十四から第六十八

八条の三十六まで又は阪神・淡路大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第二十六条の二の規定」として、同法、この法律その他法人税に関する規定を適用する。

7 省略

(連結法人の被災代替資産等の特別償却)

第二十六条の三 連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が、平成十四年四月一日から平成十七年三月三十日までの間に、次の表の各号の上欄に掲げる減価償却資産で阪神・淡路大震災により滅失し、若しくは損壊した建物（その附属設備を含む。以下この項において同じ。）、構築物若しくは機械及び装置に代わるものとして政令で定めるものに該当するものの取得等（取得又は製作若しくは建設をいう。以下この項において同じ。）をして、これを当該連結親法人又はその連結子法人の事業の用（機械及び装置にあっては貸付けの用を除く。）に供した場合又は同欄に掲げる減価償却資産の取得等をして、これを第十八条第一項に規定する被災区域及び当該被災区域である土地に付隨して一体的に使用される土地の区域内において当該連結親法人又はその連結子法人の事業の用（機械及び装置にあっては貸付けの用を除く。）に供した場合には、その用に供した日を含む連結事業年度のこれらの減価償却資産（前条の規定又は同条の規定に係る租税特別措置法第六十八条の四十一の規定の適用を受けるものを除く。以下この条において「被災代替資産等」という。）の償却限度額は、法人税法第八十一条の三第一項の規定により同項に規定する個別損金額を計算する場合における同法第三十一条第一項又は第二項の規定にかかるわらず、同条第一項に規定する償却限度額又は同条第二項に規定する償却限度額に相当する金額と特別償却限度額（当該被災代替資産等の取得価額に当該被災代替資産等の同表の各号の上欄に掲げる資産の区分に応じ当該各号の中欄に掲げる割合（当該連結親法人又はその連結子法人が租税特別措置法第六十八条の九第七項に規定する中小連結法人又は連結親法人である同項に規定する農業協同組合等である場合には、当該各号の下欄に掲げる割合）を乗じて計算した金額をいう。）との合計額とする。

資 产	割 合
一・二 省略	省略
省略	省略

の三十七まで又は阪神・淡路大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第二十六条の二の規定」として、同法、この法律その他法人税に関する規定を適用する。

7 同上

(連結法人の被災代替資産等の特別償却)

第二十六条の三 連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が、平成十四年四月一日から平成十七年三月三十日までの間に、次の表の各号の上欄に掲げる減価償却資産で阪神・淡路大震災により滅失し、若しくは損壊した建物（その附属設備を含む。以下この項において同じ。）、構築物若しくは機械及び装置に代わるものとして政令で定めるものに該当するものの取得等（取得又は製作若しくは建設をいう。以下この項において同じ。）をして、これを当該連結親法人又はその連結子法人の事業の用（機械及び装置にあっては貸付けの用を除く。）に供した場合又は同欄に掲げる減価償却資産の取得等をして、これを第十八条第一項に規定する被災区域及び当該被災区域である土地に付隨して一体的に使用される土地の区域内において当該連結親法人又はその連結子法人の事業の用（機械及び装置にあっては貸付けの用を除く。）に供した場合には、その用に供した日を含む連結事業年度のこれらの減価償却資産（前条の規定又は同条の規定に係る租税特別措置法第六十八条の四十一の規定の適用を受けるものを除く。以下この条において「被災代替資産等」という。）の償却限度額は、法人税法第八十一条の三第一項の規定により同項に規定する個別損金額を計算する場合における同法第三十一条第一項又は第二項の規定にかかるわらず、同条第一項に規定する償却限度額又は同条第二項に規定する償却限度額に相当する金額と特別償却限度額（当該被災代替資産等の取得価額に当該被災代替資産等の同表の各号の上欄に掲げる資産の区分に応じ当該各号の中欄に掲げる割合（当該連結親法人又はその連結子法人が租税特別措置法第六十八条の九第七項に規定する中小連結法人又は連結親法人である同項に規定する農業協同組合等である場合には、当該各号の下欄に掲げる割合）を乗じて計算した金額をいう。）との合計額とする。

資 产	割 合
一・二 同 上	同 上
同 上	同 上

2 前項の規定の適用を受けた被災代替資産等（第十八条第一項の規定の適用を受けた同項に規定する被災代替資産等を含む。）については、租税特別措置法第六十八条の四十第一項中「又は第六十八条の二十九から第六十八条の三十六まで」とあるのは「若しくは第六十八条の二十九から第六十八条の三十六まで又は阪神・淡路大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（以下この条において「震災特例法」という。）第二十六条の三第一項」と、「特別償却に関する規定の適用」とあるのは「特別償却に関する規定又は震災特例法第十八条第一項の規定の適用」と、同条第二項中「特別償却に関する規定を含む」とあるのは「特別償却に関する規定又は震災特例法第十八条第一項の規定を含む」と、同条第五項中「特別償却に関する規定。」とあるのは「特別償却に関する規定又は震災特例法第十八条第一項の規定。」として、同条の規定を適用する。

3・4 省略

5 第一項の規定を受けた被災代替資産等については、租税特別措置法第六十八条の四十二第一項第二号中「又は第六十八条の二十九から第六十八条の三十六までの規定」とあるのは、「若しくは第六十八条の二十九から第六十八条の三十六まで又は阪神・淡路大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（以下この条において「震災特例法」という。）第二十六条の三第一項の規定を含む」と、「特別償却に関する規定の適用」とあるのは「特別償却に関する規定又は震災特例法第十八条第一項の規定を含む」とあるのは「特別償却に関する規定又は震災特例法第十八条第一項の規定を含む」と、同条第五項中「特別償却に関する規定。」とあるのは「特別償却に関する規定又は震災特例法第十八条第一項の規定。」として、同条の規定を適用する。

3・4 同上

5 第一項の規定を受けた被災代替資産等については、租税特別措置法第六十八条の四十二第一項第二号中「又は第六十八条の十四から第六十八条の三十七までの規定」とあるのは、「若しくは第六十八条の十四から第六十八条の三十七まで又は阪神・淡路大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（以下この条において「震災特例法」という。）第二十六条の三第一項の規定を含む」と、「特別償却に関する規定の適用」とあるのは「特別償却に関する規定又は震災特例法第十八条第一項の規定を含む」とあるのは「特別償却に関する規定又は震災特例法第十八条第一項の規定を含む」と、同条第五項中「特別償却に関する規定。」とあるのは「特別償却に関する規定又は震災特例法第十八条第一項の規定。」として、同条の規定を適用する。

（連結法人の特定の資産の買換えの場合の課税の特例）

第二十六条の五 連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が平成十四年四月一日から平成十七年三月三十一日までの期間（第七項において「対象期間」という。）内に、その有する資産（棚卸資産を除く。以下この条から第二十六条の七までにおいて同じ。）で次の表の各号の上欄に掲げるものの譲渡をした場合において、当該譲渡の日を含む連結事業年度において、当該各号の下欄に掲げる資産（第四項及び第十項並びに次条第十四項及び第十五項を除き、以下この条及び次条において「買換資産」という。）の取得（建設及び製作を含むものとし、合併、分割、贈与、交換、出資又は適格事後設立によるものその他政令で定めるものを除く。以下この条（同表を除く。）及び次条において同じ。）をし、かつ、当該取得の日から一年以内に、当該買換資産を当該各号の下欄に規定する地域内にある当該連結親法人又はその連結子法人の事業の用（同表の下欄に掲げる被災区域である土地又はその土地の上に存する権利（以下こ

2 前項の規定の適用を受けた被災代替資産等（第十八条第一項の規定の適用を受けた同項に規定する被災代替資産等を含む。）については、租税特別措置法第六十八条の四十第一項中「又は第六十八条の十六から第六十八条の三十六まで」とあるのは「若しくは第六十八条の十六から第六十八条の三十六まで又は阪神・淡路大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（以下この条において「震災特例法」という。）第二十六条の三第一項」と、「特別償却に関する規定の適用」とあるのは「特別償却に関する規定又は震災特例法第十八条第一項の規定の適用」と、同条第二項中「特別償却に関する規定を含む」とあるのは「特別償却に関する規定又は震災特例法第十八条第一項の規定を含む」と、同条第五項中「特別償却に関する規定。」とあるのは「特別償却に関する規定又は震災特例法第十八条第一項の規定。」として、同条の規定を適用する。

（連結法人の特定の資産の買換えの場合の課税の特例）

第二十六条の五 連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が平成十四年四月一日から平成十七年三月三十一日までの期間（第七項において「対象期間」という。）内に、その有する資産（棚卸資産を除く。以下この条から第二十六条の七までにおいて同じ。）で次の表の各号の上欄に掲げるものの譲渡をした場合において、当該譲渡の日を含む連結事業年度において、当該各号の下欄に掲げる資産（第四項及び第十項並びに次条第十三項及び第十四項を除き、以下この条及び次条において「買換資産」という。）の取得（建設及び製作を含むものとし、合併、分割、贈与、交換、出資又は適格事後設立によるものその他政令で定めるものを除く。以下この条（同表を除く。）及び次条において同じ。）をし、かつ、当該取得の日から一年以内に、当該買換資産を当該各号の下欄に規定する地域内にある当該連結親法人又はその連結子法人の事業の用（同表の下欄に掲げる被災区域である土地又はその土地の上に存する権利（以下こ

の条及び次条において「土地等」という。)については、その連結親法人又はその連結子法人の事業の用。第三項及び第七項において同じ。)に供したとき(当該連結事業年度において当該事業の用に供しなくなつたときを除く。)又は供する見込みであるとき(適格合併により当該買換資産を合併法人に移転する場合において当該合併法人が当該買換資産を当該適格合併により移転を受ける当該各号の下欄に規定する地域内にある事業の用(同表の下欄に掲げる被災区域である土地等については、その移転を受ける事業の用)に供する見込みであるときその他(政令で定めるときを含む。第三項において同じ。)は、当該買換資産につき、当該連結事業年度終了の時において、その圧縮基礎取得価額に差益割合を乗じて計算した金額に相当する金額(当該買換資産が同表の第四号の買換資産である場合には、当該計算した金額の百分の八十に相当する金額。以下この項及び第七項において「圧縮限度額」という。)の範囲内でその帳簿価額を損金経理(法人税法第八十一条の二十第一項第一号に掲げる金額を計算する場合にあっては、同項に規定する期間に係る各連結法人の決算において費用又は損失として経理することをいう。以下この項において同じ。)により減額し、又はその帳簿価額を減額することに代えてその圧縮限度額以下の金額を損金経理により引当金勘定に繰り入れる方法(当該連結親法人又はその連結子法人の確定した決算(同号に掲げる金額を計算する場合にあっては、同条第一項に規定する期間に係る各連結法人の決算。次条において同じ。)において利益又は剰余金の処分により積立金として積み立てる方法を含む。)により経理したときに限り、その減額し、又は経理した金額に相当する金額は、当該連結事業年度の連結所得の金額の計算上、損金の額に算入する。

譲渡資産	買換資産
一四省略	省略

2513省略

(連結法人の特定の資産の譲渡に伴い特別勘定を設けた場合の課税の特例)

第二十六条の六省略

5 連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が適

の条及び次条において「土地等」という。)については、その連結親法人又はその連結子法人の事業の用。第三項及び第七項において同じ。)に供したとき(当該連結事業年度において当該事業の用に供しなくなつたときを除く。)又は供する見込みであるとき(適格合併により当該買換資産を合併法人に移転する場合において当該合併法人が当該買換資産を当該適格合併により移転を受ける当該各号の下欄に規定する地域内にある事業の用(同表の下欄に掲げる被災区域である土地等については、その移転を受ける事業の用)に供する見込みであるときその他(政令で定めるときを含む。第三項において同じ。)は、当該買換資産につき、当該連結事業年度終了の時において、その圧縮基礎取得価額に差益割合を乗じて計算した金額に相当する金額(当該買換資産が同表の第四号の買換資産である場合には、当該計算した金額の百分の八十に相当する金額。以下この項及び第七項において「圧縮限度額」という。)の範囲内でその帳簿価額を損金経理(法人税法第八十一条の二十第一項第一号に掲げる金額を計算する場合にあっては、同項に規定する期間に係る各連結法人の決算において費用又は損失として経理することをいう。以下この項において同じ。)により減額し、又はその帳簿価額を減額することに代えてその圧縮限度額以下の金額を損金経理により引当金勘定に繰り入れる方法(当該連結親法人又はその連結子法人の確定した決算(同号に掲げる金額を計算する場合にあっては、同条第一項に規定する期間に係る各連結法人の決算。次条において同じ。)において利益又は剰余金の処分により積立金として積み立てる方法を含む。)により経理したときに限り、その減額し、又は経理した金額に相当する金額は、当該連結事業年度の連結所得の金額の計算上、損金の額に算入する。

譲渡資産	買換資産
一四同上	同上

2513同上

(連結法人の特定の資産の譲渡に伴い特別勘定を設けた場合の課税の特例)

第二十六条の六同上

5 連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が適

格合併（連結子法人が被合併法人となる適格合併にあつては、その適格合併の日が法人税法第十五条の二第一項本文に規定する連結親法人事業年度開始の日（以下この条において「連結親法人事業年度開始の日」という。）である場合の当該適格合併に限る。）、適格分割（適格分割型分割にあつては、その適格分割型分割の日が連結親法人事業年度開始の日である場合の当該適格分割型分割に限る。）、適格現物出資又は適格事後設立（以下この項及び第七項において「適格合併等」という。）を行つた場合には、次の各号に掲げる適格合併等の区分に応じ、当該各号に定める特別勘定の金額又は期中特別勘定の金額は、当該適格合併等に係る合併法人、分割承継法人、被現物出資法人又は被事後設立法人（以下この条において「合併法人等」という。）に引き継ぐものとする。

一～三 省 略

6 ～ 10 省 略

11 第一項の特別勘定（連結事業年度に該当しない事業年度において設けた第二十一条第一項の特別勘定を含む。）を設けている連結親法人又はその連結子法人が、他の連結親法人との間に当該他の連結親法人による法人税法第四条の二に規定する完全支配関係を有することとなつた場合（同法第八十一条の三第一項の規定により同項に規定する個別益金額又は個別損金額を計算する場合における同法第六十一条の十二第一項に規定する他の内国法人に該当する場合に限る。）において、当該完全支配関係を有することとなつた日の前日を含む連結事業年度終了の時に第一項の特別勘定の金額（政令で定める金額未満のものを除く。）を有しているときは、当該特別勘定の金額は、当該連結事業年度の連結所得の金額の計算上、益金の額に算入する。

12 第一項の特別勘定（連結事業年度に該当しない事業年度において設けた第二十一条第一項の特別勘定を含む。）を設けている連結親法人又はその連結子法人が次の各号に掲げる場合（第五項の規定により合併法人等に当該特別勘定を引き継ぐこととなつた場合を除く。）に該当することとなつた場合には、当該各号に定める金額は、その該当することとなつた日を含む連結事業年度（第四号に掲げる場合にあつては、その合併の日の前日を含む連結事業年度）の連結所得の金額の計算上、益金の額に算入する。

一 取得指定期間内に第一項の特別勘定の金額を前二項の規定に該当する場合以外の場合に取り崩した場合 当該取り崩した金額

二～四 省 略

13 省 略

格合併（連結子法人が被合併法人となる適格合併にあつては、その適格合併の日が法人税法第十五条の二第一項本文に規定する連結親法人事業年度開始の日（以下この項及び第十一項において「連結親法人事業年度開始の日」という。）である場合の当該適格合併に限る。）、適格分割（適格分割型分割にあつては、その適格分割型分割の日が連結親法人事業年度開始の日である場合の当該適格分割型分割に限る。）、適格現物出資又は適格事後設立（以下この項及び第七項において「適格合併等」という。）を行つた場合には、次の各号に掲げる適格合併等の区分に応じ、当該各号に定める特別勘定の金額又は期中特別勘定の金額は、当該適格合併等に係る合併法人、分割承継法人、被現物出資法人又は被事後設立法人（以下この条において「合併法人等」という。）に引き継ぐものとする。

一～三 同 上

6 ～ 10 同 上

11 同 上

一 取得指定期間内に第一項の特別勘定の金額を前項の規定に該当する場合以外の場合に取り崩した場合 当該取り崩した金額

二～四 同 上

12 同 上

前条第十項の規定は、適格合併等により第八項又は第九項の規定の適用を受けたこれらの規定に規定する買換資産（連結事業年度に該当しない事業年度において第二十一条第七項又は第八項の規定の適用を受けたこれらの規定に規定する買換資産（当該事業年度以後の事業年度において法人税法第六十一条の十一第一項又は第六十一条の十二第一項の規定の適用を受けたこれらの規定に規定する時価評価資産に該当するものを除く。以下この項及び第十七項において「単体買換資産」という。）を含む。）の移転を受けた合併法人等（当該適格合併等の後において連結法人に該当するものに限る。）が、当該適格合併等に係る被合併法人等が当該買換資産の取得をした日から一年以内に、当該買換資産を当該合併法人等の当該適格合併等により移転を受けた前条第一項の表の各号の下欄に規定する地域（当該買換資産が単体買換資産である場合には、第二十条第一項の表の各号の下欄に規定する地域）内にある事業の用（前条第一項の表の下欄又は第二十条第一項の表の下欄に掲げる被災区域である土地等については、その移転を受けた事業の用）に供しない場合又は供しなくなつた場合（適格合併等により当該買換資産を合併法人等に移転する場合を除く。）について準用する。

16] 租税特別措置法第六十八条の七十八第五項及び第六項の規定は第一項又は第八項の規定を適用する場合について、同条第七項及び第八項の規定は第八項又は第九項の規定の適用を受けた買換資産について、同条第十一項の規定は第九項の規定を適用する場合について、それぞれ準用する。この場合において、第一項の規定を適用するときは同条第五項及び第六項中「明細書」とあるのは「明細書、取得をする見込みである買換資産につき財務省令で定める事項を記載した書類」と、同条第八項中「第四項」とあるのは「阪神・淡路大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第二十六条の六第十四項において準用する同法第二十六条の五第四項」と読み替えるものとする。

17] 省略

前二項に定めるもののほか、第一項の譲渡をした資産が前条第一項の表及び租税特別措置法第六十八条の七十八第一項の表の二以上の号の上欄に掲げる資産に該当する場合における第一項又は同法第六十八条の七十九第一項の特別勘定の金額の計算、第一項、第三項、第八項から第十二項まで、第十四項及び第十五項の規定により損金の額又は益金の額に算入される金額がある場合における法人税法第八十二条の十八第一項に規定する個別所得金額又は個別欠損金額の計算その他第一項から第十五項までの規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

前条第十項の規定は、適格合併等により第八項又は第九項の規定の適用を受けたこれらの規定に規定する買換資産（連結事業年度に該当しない事業年度において第二十一条第七項又は第八項の規定の適用を受けたこれらの規定に規定する買換資産（当該事業年度以後の事業年度において法人税法第六十一条の十一第一項又は第六十一条の十二第一項の規定の適用を受けたこれらの規定に規定する時価評価資産に該当するものを除く。以下この項及び第十六項において「単体買換資産」という。）を含む。）の移転を受けた合併法人等（当該適格合併等の後において連結法人に該当するものに限る。）が、当該適格合併等に係る被合併法人等が当該買換資産の取得をした日から一年以内に、当該買換資産を当該合併法人等の当該適格合併等により移転を受けた前条第一項の表の各号の下欄に規定する地域（当該買換資産が単体買換資産である場合には、第二十条第一項の表の各号の下欄に規定する地域）内にある事業の用（前条第一項の表の下欄又は第二十条第一項の表の下欄に掲げる被災区域である土地等については、その移転を受けた事業の用）に供しない場合又は供しなくなつた場合（適格合併等により当該買換資産を合併法人等に移転する場合を除く。）について準用する。

16] 租税特別措置法第六十八条の七十八第五項及び第六項の規定は第一項又は第八項の規定を適用する場合について、同条第七項及び第八項の規定は第八項又は第九項の規定の適用を受けた買換資産について、同条第十一項の規定は第九項の規定を適用する場合について、それぞれ準用する。この場合において、第一項の規定を適用するときは同条第五項及び第六項中「明細書」とあるのは「明細書、取得をする見込みである買換資産につき財務省令で定める事項を記載した書類」と、同条第八項中「第四項」とあるのは「阪神・淡路大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第二十六条の六第十三項において準用する同法第二十六条の五第四項」と読み替えるものとする。

17] 同上

前二項に定めるもののほか、第一項の譲渡をした資産が前条第一項の表及び租税特別措置法第六十八条の七十八第一項の表の二以上の号の上欄に掲げる資産に該当する場合における第一項又は同法第六十八条の七十九第一項の特別勘定の金額の計算、第一項、第三項、第八項から第十二項まで、第十四項及び第十五項の規定により損金の額又は益金の額に算入される金額がある場合における法人税法第八十二条の十八第一項に規定する個別所得金額又は個別欠損金額の計算その他第一項から第十四項までの規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

(租税条約の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律の

一部改正)

第十四条 租税条約の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和四十四年法律第四十六号）の一部を次のように改正する。

(配当等に対する源泉徴収に係る所得税の税率の特例)

第三条の二 相手国居住者が支払を受ける租税条約に規定する配当、利子又は使用料（当該租税条約においてこれらに準ずる取扱いを受けるものを含む。）で所得税法の施行地にその源泉があり、かつ、限度税率を定める当該租税条約の規定の適用があるもの（以下「配当等」という。）に対する同法第百七十条、第一百七十九条若しくは第二百十三条第一項又は租税特別措置法第三条第一項、第八条の二第一項、第三項若しくは第四項、第九条の三、第四十一条の九第一項、第二項若しくは第三項、第四十一条の十第一項若しくは第四十二条の十二第一項若しくは第二項の規定の適用については、当該限度税率が当該配当等に適用されるこれらの規定に規定する税率以上である場合を除き、これらの規定に規定する税率に代えて、当該租税条約において配当等につきそれぞれ規定する限度税率によるものとする。

2 省略

(取引の対価の額につき租税条約に基づく合意があつた場合の更正の特例)

第七条 省略

2 前項の更正をする場合において、内国法人の同項の規定により減額される所得の金額若しくは連結所得の金額又は特定信託の同項の規定により減額される所得の金額のうちに相手国居住者に支払われない金額があるときは、当該金額は、法人税法第二条第十八条号の規定の適用については同号イに規定する所得の金額に、同条第十八条号の二の規定の適用については同号イに規定する個別、同条第十八条号の二の規定の適用については同号イに規定する個別所得額に、同法第六十七条第二項及び第三項、第八十一条の十三第二項及び第三項並びに第八十二条の五第三項及び第四項の規定の適用についてはこれらの規定に規定する所得等の金額又は連結所得等の金額にそれぞれ含まれるものとする。

3 省略

(配当等に対する源泉徴収に係る所得税の税率の特例)

第三条の二 相手国居住者が支払を受ける租税条約に規定する配当、利子又は使用料（当該租税条約においてこれらに準ずる取扱いを受けるものを含む。）で所得税法の施行地にその源泉があり、かつ、限度税率を定める当該租税条約の規定の適用があるもの（以下「配当等」という。）に対する同法第百七十条、第一百七十九条若しくは第二百十三条第一項又は租税特別措置法第三条第一項、第八条の二第一項、第三項若しくは第四項、第八条の四第一項、第三項若しくは第四項、第四十一条の九第一項、第二項若しくは第三項、第四十一条の十第一項若しくは第四十二条の十二第一項若しくは第二項の規定の適用については、当該限度税率が当該配当等に適用されるこれらの規定に規定する税率以上である場合を除き、これらの規定に規定する税率に代えて、当該租税条約において配当等につきそれぞれ規定する限度税率によるものとする。

2 同上

(取引の対価の額につき租税条約に基づく合意があつた場合の更正の特例)

第七条 同上

2 前項の更正をする場合において、内国法人又は特定信託の同項の規定により減額される所得の金額のうちに相手国居住者に支払われない金額があるときは、当該金額は、法人税法第二条第十八条号の規定の適用については同号イに規定する所得の金額に、同条第十八条号の二の規定の適用については同号イに規定する個別所得額に、同法第六十七条第二項及び第三項、第八十一条の十三第二項及び第三項並びに第八十二条の五第三項及び第四項の規定の適用についてはこれらの規定に規定する所得等の金額又は連結所得等の金額にそれぞれ含まれるものとする。

3 同上

(相手国から情報の提供要請があつた場合の当該職員の質問検査権)

第九条 国税庁、国税局又は税務署の当該職員は、租税条約の規定に基づき当該租

税条約の我が国以外の締約国から当該締約国の租税に関する調査（当該締約国の刑事事件の検査を除く。）に必要な情報（以下この項において「必要情報」という。）の提供の要請があつた場合には、当該租税条約の規定に基づき当該必要情報の提供を行うために、当該要請において特定された者に質問し、又はその者の事業に関する帳簿書類（その作成に代えて電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人への知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）の作成がされている場合における当該電磁的記録を含む。第十三条第一項第二号において同じ。）その他の物件を検査することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

一 当該租税条約の規定に基づいて我が国が行う情報の提供の要請に応ずるためには、当該締約国が当該情報を収集する措置をとることができないと認められるとき。

二 当該必要情報の提供の要請に応ずることが我が国の租税に関する法令の執行に支障を及ぼし、その他我が国の利益を害するおそれがあると認められるとき。

三 当該締約国において当該必要情報を入手することが困難であると認められたいとき。
2 前項の規定による質問又は検査の権限は、犯罪検査のために認められたものと解してはならない。

（身分証明書の携帯等）

第十一条 国税庁、国税局又は税務署の当該職員は、前条の規定による質問又は検査をする場合には、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があつたときはこれを提示しなければならない。

（相手国の租税の徴収）

第十二条 省略

（実施規定）

第十三条 省略

（罰則）

第十三条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役又は二十万円以下

（相手国の租税の徴収）

第九条 同上

（実施規定）

第十条 同上